

令和6年第11回農業委員会総会議事録

令和6年11月18日（月）第11回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員16人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
5番	奥津賢司	6番	平利一	7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
		15番	安達利延	16番	信谷昌吾

推進委員 9人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫

欠席委員 3人

14番	森立夫	17番	藤本彰	10番	妹尾元弘
-----	-----	-----	-----	-----	------

議事

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第50号 現況証明にかかる現況認定について

報告事項

農地改良届について
農地転用期間変更届について
完了届について
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長

滝口 良樹

主査

福田 洋介

主査

赤迫 隆

主任

真治 将史

(開会時刻 午前9時30分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第11回総会を開催いたします。本日の出席は25名です。欠席は、14番森委員、17番藤本委員、推進10番妹尾委員です。それでは最初に仲田会長が、ご挨拶を申し上げます。
会 長	おはようございます。先日の研修会に行かれた方はご苦労様でした。本日、総会后講習がありますので、スムーズな進行にご協力をよろしく願いいたします。
福田主査	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、16番信谷委員、1番神山委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が3件ございました。現地確認を1番は10月30日に行っており、2番、3番は10月28日に行っております。 それでは、1番でございます。場所は草間、現況地目は田2筆、畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、野菜、ハーブ、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に

売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番神山委員。

神山委員 1番神山です。11月16日に、藤川委員、妹尾推進委員と私で現地確認をしております。場所は、●●●●学校から北東へ5キロ行ったところの地区です。移住者の方が入られるということなのですが地域住民の方とも交流があり、畑、田ともに管理されていたので問題ないと思います。以上です。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第46号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任 次に、2番でございます。場所は哲多町矢戸、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請は、申請地近隣の空き家を社宅として譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するという事で双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。

よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番井藤委員。

井藤委員

9番井藤です。11月9日、小川委員、安達委員、逸見推進委員と私の4人で現地確認をしました。場所ですが、県道北房井倉哲西線を●●●学校より哲西方面に2キロ行きますと●●集落のコミュニティがあり、そこを右折し150mあがったところです。社宅として空家を購入したものに付属する農地を取得することになりました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第46号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請は、申請地近隣の家を譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するという事で双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
信谷委員	16番信谷です。現地確認を11月6日、仲田会長、大原推進委員と行いました。場所は、●●診療所の道を隔てた北側にあります。隣接する住居を同時に購入されこちらに居住されて耕作されるもので問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第46号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第47号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	次に第4条の申請につきまして、申請が1件ございました。現地確認を10月30日に行っております。それでは、1番でございます。場所は、下熊谷、現況地目は田1筆でございます。転用目的は農地改良嵩上げで、転用理由は、農地の嵩上げを行い、農地に入りやすくすることで農作業の効率化を図るため。というものです。工事期間は許可日から令和7年6月30日までです。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
赤井委員	2番赤井です。確認を11月9日、平委員、谷岡推進委員、私の3名で行いました。場所は、下熊谷の●●●●●センターの対面でございます。50センチ嵩上げして田に入りやすいようにするもので問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問

	<p>はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>では、議案第47号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、48号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第5条の申請につきまして、7件申請がございました。現地確認を3番、7番は10月28日に行っており、その他は10月30日に行っております。</p> <p>はじめに、1番、2番でございますが、同様の土地で、同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
全 員	<p>「よろしい」</p>
真治主任	<p>それでは、1番、2番でございます。場所は正田、現況地目は1番が畑1筆、2番が畑1筆で、転用目的は太陽光発電設備です。転用理由ですが、日照条件等を満たす申請地に太陽光発電設備を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和7年2月28日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（準工業地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・建設費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。</p>
西村委員	<p>4番西村です。確認日は11月11日、森委員、三輪推進委員、私の3名で行いました。申請地は、1番2番とも同じ場所にあります。国道180号線より●●●●から●●●●学校前の市道を下って行くと橋があります。それを渡り100m先に申請地があります。問題ないと思います。</p>

会 長

事務局地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、議案第48号1番2番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は、許可妥当とします。続いて3番、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に3番でございます。場所は上市、現況地目は畑1筆で、転用目的は進入路です。転用理由ですが、耕作している水田が申請地の先にあるため、申請地を進入路として造成したいものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から2か月間です。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地(準工業地域)と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。

平委員

6番平です。確認は11月11日、赤井委員、泉推進委員、私の3名で行いました。場所は、馬塚地区●●●前の信号手前30m先を南西に50m行ったところにありました。周辺は畑で問題ないと思います。

会 長

事務局地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、議案第48号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は、許可妥当とします。続いて4番、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に4番、5番、6番でございますが、同様の土地で、同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 員

「よろしい」

真治主任

それでは、4番、5番、6番です。場所は、大佐布瀬、現況地目は4番が田1筆、畑1筆、5番が畑1筆、6番が田2筆で、転用目的は貯木場です。転用理由ですが、山林から搬出した木材の貯木場として使用するためです。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。工事期間は4番、5番は許可日から令和7年1月31日まで、6番は令和7年3月31日までです。これらの申請地は、第2種農地と農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番山田委員。

山田委員

13番山田です。4番5番の説明をします。11月13日に確認しました。場所は、田治部地内姫新線踏切を南方へ道なりに6キロ行くと●●●●学校があります。学校から手前へ100m行ったところに4番5番があります。6番は、4番5番から東方へ1キロ行ったところにあります。以上です。

会 長

事務局地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、議案第48号4番5番6番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は、許可妥当とします。続いて7番、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に7番です。場所は神郷高瀬、現況地目は田1筆で、転用目的は貯木場です。転用理由ですが、山林から搬出した木材の貯木場として使用するためです。契約の種類は一時転用の使用貸借権設定です。工事期間は許可日から令和7年12月31日までです。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。

信谷委員

16番信谷です。確認は11月6日、仲田会長、大原推進委員と行いました。場所は、神郷高瀬に●●●●●があります。そこから200m西に行った北側の道に隣接したところにありました。周りに悪影響を及ぼすような農地もなく問題ないと思います。なお、賃貸料は貸付人の山の木を伐採したものを貯木することで無料となっております。以上です。

会 長

事務局地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、議案第48号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は、許可妥当とします。なお、4条・5条の各議案については面積が30アール未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員

「よろしい。」

会 長

それでは、諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第

	<p>49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
滝口局長	<p>今回、新規の貸付けが2件出ています。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各要件を充たすと考えます。1番、大佐小阪部、田1筆5年賃貸借、2番、哲多町大野、田1筆7年4カ月賃貸借、これは農地中間管理事業を利用しております。以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。関係地区委員の説明を求めます。1番、推進7番後藤委員。</p>
後藤委員	<p>推進7番後藤です。11月13日に確認をいたしました。場所は、県道新見勝山線小阪部地内●●●●の東側にあります。以上です。</p>
会 長	<p>2番について、推進9番逸見委員。</p>
逸見委員	<p>推進9番逸見です。現地確認を11月9日、井藤委員、小川委員、安達委員、私で行いました。場所は、●●●●●●学校の近くの商店から哲多哲西線を300m行った道沿いに行きました。既にリンドウが一面に植えてありました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>新規について事務局地区委員の説明が終わりました。ご意見ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それではないようですので議案第49号、新規の議案について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、新規は決定いたします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
滝口局長	<p>再設定が6件出ています。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足</p>

	説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) それではないようですので、議案第49号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第50号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に現況証明に係る現況認定につきまして、今回7件申請がございました。現地確認を1番、2番、7番は10月30日に行っており、その他は10月28日に行っております。 それでは1番でございます。場所は菅生、台帳地目は田1筆で、現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、目の届きにくい場所でもある事から、サル、イノシシ等の獣害による耕作物への被害が後を絶たず、平成5年頃より、農地として耕作しておらず現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に2番でございます。場所は菅生、台帳地目は田1筆で、現況地目は雑種地でございます。理由は、申請地は、平成2年頃から野菜の集積場として利用されていたもので、現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に3番でございます。場所は上市、台帳地目は田3筆で、現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、50年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和48年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に4番でございます。場所は上市、台帳地目は田8筆で、現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、50年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和48年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に5番でございます。場所は哲西町上神代、台帳地目は田1筆で、現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、昭和60年頃までは耕作していたが、相続した前所有者は県外にいたため耕作できず、平成2

	<p>6年に相続した申請人も市外におり耕作できないため、現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に6番でございます。場所は哲西町上神代、台帳地目は田1筆で、現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、平成26年に申請人が相続したもので、昭和61年頃から申請地を宅地として利用しており、現在も現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に7番でございます。場所は土橋、台帳地目は畑1筆で、現況地目は公衆用道路でございます。理由は、申請地は、道路の拡幅により公衆用道路として利用されており、平成15年より現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。</p>
会 長	この件について1番から順次、関係地区委員の説明を求めます。
赤井委員	2番赤井です。1番は、菅生地内の●●から300m北上した川向いにあります。原野です。2番は、●●●●センターの隣にありました。雑種地です。確認日は11月9日、平委員、谷岡推進委員と行いました。
平委員	6番平です。3番4番を説明します。確認日は11月11日、赤井委員、泉推進委員と行いました。場所は、国道180号線を神代方面に進み●●集落へ入り150m行ったところを右折し●●集落へ入ります。その●●集落から800m林道をあがり右手谷川沿いにありました。だいたい同じような場所に続いておりました。以上です。
奥津(忠)委員	7番奥津です。5番6番は続きの筆ですので一緒に説明します。確認日が11月12日、奥津委員、妹尾推進委員と私で行いました。場所は、●●●●から国道を、東城方面に500m行ったところに●●●●があります。その●●●●の所から右側へ100mいった所の上側に家が建っており、下側は原野でした。
神山委員	1番神山です。確認日は11月16日、藤川委員、妹尾推進委員、私で確認しております。場所は、●●●●●●から南西へ1キロ行ったところ です。道路になっておりました。以上です。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それでは、議案第50号についての認定に賛成の方は挙手をお願いし</p>

ます。

(全員挙手)

全員賛成と認め、認定いたします。それでは、ここで5分間休憩いたします。10時10分までです。

～ 休憩 ～

会 長

再開いたします。続きまして、報告事項に入ります。農地改良届について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

農地改良の届出が1件ございました。現地確認を10月28日に行っております。

それでは1番でございます。場所は哲西町大野部、現況地目は田1筆でございます。申請理由でございますが、農地改良を行い、田の高さを合わせることで、農作業の効率化を図るため。というもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和6年11月21日から令和7年2月20日までです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より報告願います。

奥津(賢)委員

5番奥津です。確認日は11月12日、奥津委員、妹尾推進委員、私の3人で行いました。場所なんですけど、北房井倉哲西線から県道を東城方面へ3キロ下り●●●地区に入りお宮がありその近くにあります。事前施工されておりましたので、現場で作業を止めていただき申請をするように報告させていただきました。農地改良を行う場合に届出をしないといけないのではないかと、知らない方が沢山おられるのではないかと思われました。このような場合は届出をする必要があることの周知をした方が良いのではないかと思います。現場の方は、幾分か施工を始めたものを止めた状態です。

会 長

周知の件で何かアイデアがありますか。

後藤委員

市報に掲載する。

会 長

それでは、市報に掲載していただくことと、皆さんの農地巡回時に早期発見し、その都度説明していただければと思います。

次に農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。

滝口局長	農地転用期間変更届が3件出ています。1番、大佐永富地内、農地法施行規則第29条農機具倉庫、2番、長屋地内、農地法第5条資材置場、3番、哲多町花木地内、農地法施行規則第29条農道整備でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。11月13日に現地に行きましたら完成しておりました。
西村委員	4番西村です。森委員が欠席のため、説明させていただきます。11月11日に森委員、三輪推進委員、私の3名で確認しました。土の確保ができず工事期間変更になっているように思われました。よろしくお願いします。
安達委員	15番安達です。11月9日に確認しました。変更理由の電柱移設に時間を要したためということに問題ないと考えます。以上です。
会 長	次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	完了届が4件出ております。1番哲西町上神代地内、農地法第4条、墓地、進入路、2番高尾地内、農地法第5条、会社の事務所、整備工場の建築、3番哲多町成松地内、農地法第5条、住宅の建築、4番豊永宇山地内、農地法第4条、農地改良嵩上げです。以上でございます。
会 長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番から順次お願いします。
奥津(忠)委員	7番奥津です。11月12日に確認しました。完成しておりました。
倉脇委員	8番倉脇です。11月3日に確認しました。
安達委員	15番安達です。11月9日に確認しております。立派な家が完成しておりました。
神山委員	1番神山です。先月の農地転用期間変更で出ておりました11月15日に、変更の確認をしに行った時点で完了しておりましたので完了届を

	出していただくようお願いしたものです。
会 長	続きまして利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	利用権設定中途合意書が5件、出ております。1番、草間地内、農地及び建物を譲渡するため、2番、哲西町上神代地内、借受人が腰の手術をしたため農作業が出来なくなり変更をするためです。次の方が決まっています。3番4番が同じですので合わせて説明します。土橋地内、配偶者が療養中で労働力が不足するためです。5番、その上記の3番4番の土地につきまして農地中間管理機構と契約をしておりましたが、耕作者がいなくなったために管理機構との契約を解除するものでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
妹尾(良)委員	推進6番妹尾です。11月15日に確認しております。問題ないと思います。
奥津(忠)委員	7番奥津です。11月12日に現地確認しました。
妹尾(良)委員	推進6番妹尾です。11月15日に確認しております。いずれも問題ないと思います。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	「ありません。」
会 長	続きまして、その他ですが事務局からありますか。
真治主任	事務局から6点あります。1点目、12月の総会後に「ロマン高原かよう総合会館」にて研修があります。入口に出欠確認表がありますので記入がまだの方は、出欠の記入をお願いします。今の時点で日程が分からない方がおられましたら、今月中には事務局まで連絡頂ければと思います。 2点目、アンケートを2種類配布していますので、次回の総会までに提出をお願いします。

	<p>3点目、「能登半島地震義援金」の寄附金に伴う預り証が届いておりますのでお配りしています。</p> <p>4点目、11月1日、2日の視察研修の費用弁償につきまして、参加された方の毎月費用弁償を振り込んでいる口座に、費用弁償を振込予定です。ただ、支払いは積立を行っている口座から支払いをさせていただいておりますので、今回参加された方の積立が少なくなっている状態ですので、今後大きい額の支払がある際には、もしかすると徴収をさせて頂くことがあるかもしれませんので、ご了承下さい。また、今回研修に欠席された方からも一部費用の負担を頂いています。</p> <p>5点目、現地調査の提出について、11月末までとさせていただきますので早めに提出をお願いします。</p> <p>6点目、本日は、この後農業者年金の講習会を行いますので、お待ちください。</p>
福田主査	<p>次回の総会ですが、12月19日木曜日午前9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。</p>
会 長	<p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。 それでは、閉会を神山代理にお願いします。</p>
神山代理	<p>本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 10 時 39 分)</p>

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____